

特別相談「多重債務110番」を実施しました

～債務問題は必ず解決できます。一人で悩まずご相談ください！～

東京都では、多重債務問題の解決に向け、庁内各局や関係団体が連携して総合的な取組を推進しています。

その取組の一環として、東京都と23区26市1町が、専門相談窓口等と連携して、令和5年度第1回特別相談「多重債務110番」を実施しましたので、結果をお知らせします。

結果の概要

- 実施期間 令和5年9月4日（月曜日）、5日（火曜日）の2日間
- 2日間で寄せられた多重債務に関する相談は、全体で177件
 - ・ 東京都消費生活総合センター 62件
 - ・ 区市町の消費生活センター（23区26市1町） 51件
 - ・ 弁護士会、司法書士会、法テラス等の法律相談窓口 64件
- 都受付分（62件）の相談の特徴
 - ・ 相談者の平均年齢は54歳、50歳代以上の方が66.1%
 - ・ 借入先が6社以上の人は31.0%
 - ・ 債務額が500万円以上の人は33.9%
 - ・ 1人当たりの平均債務額は約619万円
 - ・ 債務者本人以外（家族、知人等）からの相談が24.2%
 - ・ 投資詐欺やロマンス詐欺等に遭った事により債務を抱えてしまったという相談が6件あった。
 - ・ コロナ禍で失業、または収入が大幅に減少したことにより多重債務に陥った、緊急小口資金等の特例貸付を受けたが収入が回復せず返済ができないといったコロナ関連の相談が10件あった。

消費者へのアドバイス

- ・ 多重債務は、個人の努力だけで解決することはきわめて困難です。早期に専門家に相談することが大切です。
- ・ 債務を抱えているご本人以外からのご相談を承っています。
- ・ 都内消費生活センターでは、多重債務問題を抱える相談者を法律専門家や専門相談機関等につなぎ、問題解決の道筋ができるまでフォローアップする「東京モデル」を実施しています。https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/sodan/sodan_tazyuu.html
- ・ 債務が少額であっても、返済に不安がある場合はご相談ください。

- ・ 東京都消費生活総合センター 03-3235-1155
（受付時間：月～土曜・午前9時～午後5時）（日・祝日・年末年始はお休みです。）
- ・ お近くの消費生活センターへはこちら ➡ **消費者ホットライン** 188

主な相談事例（東京都消費生活総合センター受付分から）

【コロナ禍がきっかけとなり多重債務に。債務整理について相談したい。】

入院や賃貸アパートの更新などで支出がかさみ、コロナ罹患で仕事ができない時期もあったため、買い物とキャッシングで、クレジットカード複数社の借入れ合計金額が200万円を超えてしまった。毎月の返済が厳しいので、債務整理したい。(60歳代 女性)

⇒ 解決に向けた道筋

法律専門家につなぎ、自己破産の方向で債務整理をすることを提案されました。日本司法支援センター（法テラス）を利用できる可能性があるとの案内があったため、法テラスにもつなぎ、制度の説明を受けました。その後、相談者自身で法テラスの予約をしました。

【ギャンブル依存が原因で多重債務に。税金の延滞もあり、債務整理をしたい。】

10年前から生活費とギャンブル費の捻出のため、借金を繰り返している。クレジットカード複数社で、ショッピングローンやキャッシングの債務があり、消費者金融からも借入れがある。税金も滞納している。アルバイトの収入だけでは返済が苦しい。(30歳代 男性)

⇒ 解決に向けた道筋

法律専門家につなぎ、債務整理について説明を受けたうえで、日本司法支援センター（法テラス）の利用を案内しました。また、ギャンブル依存症について、心理面での手当ても必要があるとして、カウンセラーにつないだところ、医療機関の受診を勧められました。

【家族が浪費をし、借金を抱えている。どうすればいいか。】

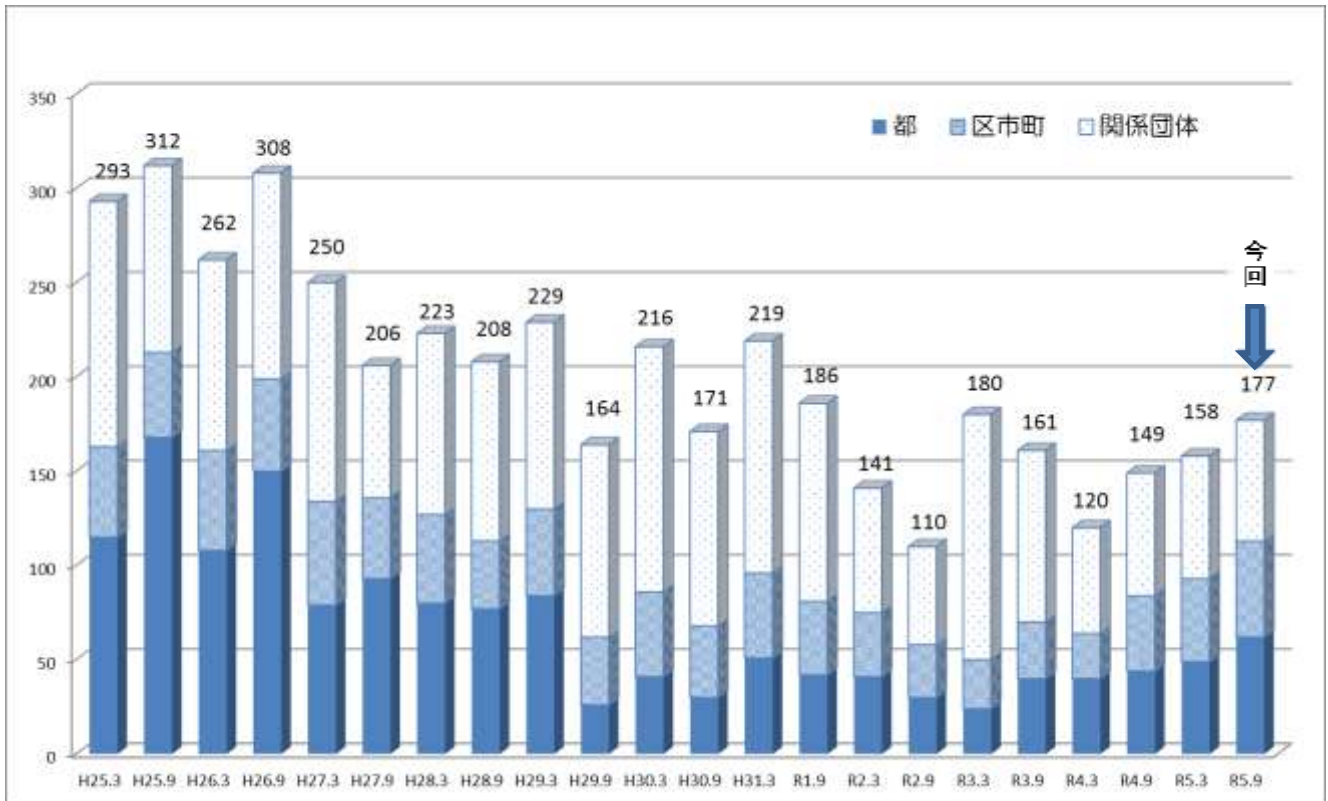
成人の娘が買い物やボーイズバーで浪費し、この数か月で100万円以上の貯金を使い果たしてしまいました。先日数十万円の未払いがあると娘から電話があり、肩代わりを求められて仕方なく払ってしまった。今後どのように対応していけばよいか不安である。(50歳代 女性)

⇒ 解決に向けた道筋

カウンセラーにつなぎ、娘への関わり方について助言を受けました。一般的に、借金の肩代わりは、問題の解決にはつながりません。今回は未払いがなくなりましたが、また同じことが繰り返された場合、専門家への相談が必要となるため、精神保健福祉センターの案内がありました。

<参考> 特別相談で受け付けた相談の概要

1 東京都内全域で受け付けた件数の推移（都及び23区26市1町、関係団体）



○特別相談「多重債務110番」の実施団体

東京都消費生活総合センター、都内23区26市1町の消費生活センター、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会、東京司法書士会、日本司法支援センター（法テラス）、（公財）日本クレジットカウンセリング協会、全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会、財務省関東財務局東京財務事務所、日本貸金業協会、東京都生活再生相談窓口

※「多重債務110番」は、「自殺防止！東京キャンペーン」特別相談週間（保健医療局）との連携事業です。

2 東京都消費生活総合センターで受け付けた相談の概要

（1）特別相談の体制

電話又は来所による相談者から消費生活相談員が相談内容を聞き取り、その内容が法律等の専門的対応を要する場合は、本人の希望を確認したうえで、当センターに派遣された弁護士・司法書士・精神保健福祉士、法テラス、東京都生活再生相談窓口等につないだ。

（2）相談内容の分析（都受付分）

① 相談件数 62件（来訪20件、電話42件）

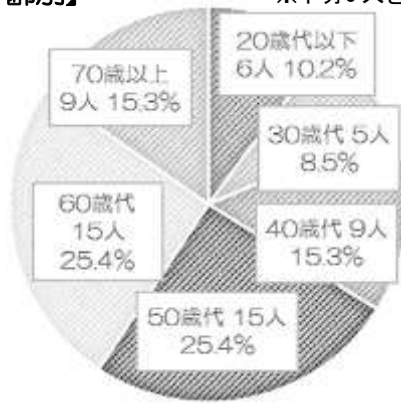
	9月4日(月)	9月5日(火)	合計
来訪	12件	8件	20件
電話	25件	17件	42件
合計	37件	25件	62件

② 相談者の年齢等構成

※端数処理により合計100%にならない場合があります。

【年齢別】

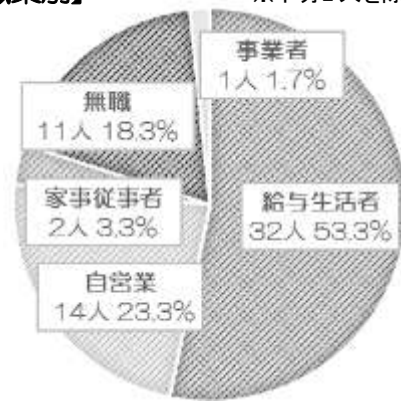
※不明3人を除く



- ・相談者の平均年齢は54.1歳（最年長85歳、最年少20歳）
- ・約1/4は債務者の親族や知人からの相談であった

【職業別】

※不明2人を除く

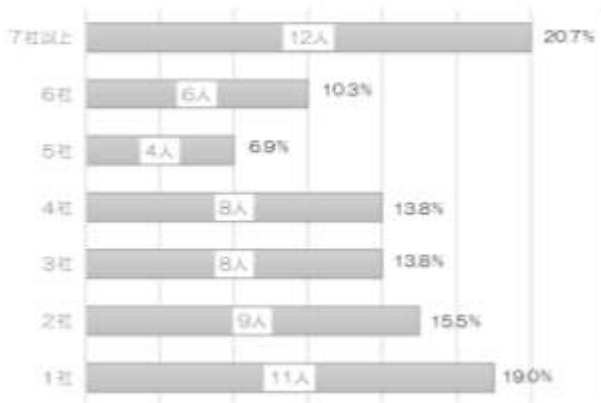


- ・相談者の職業は、給与生活者が半数以上（パート・アルバイト・派遣社員含む）

③ 借入先の状況

【借入先数】

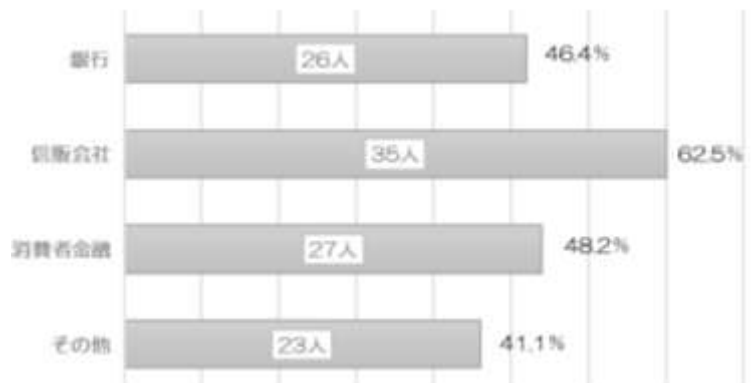
※不明4人を除く



- ・不明を除き借入先数の平均は4.3社
- ・8割以上の債務者が複数社から借り入れている

【金融機関別】

※複数回答、不明6人を除く

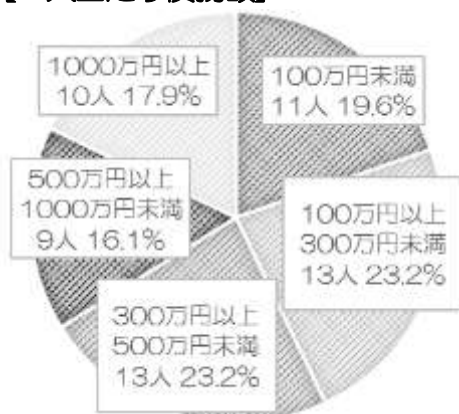


- ・借入先は、信販会社が最多
- ・その他は、ヤミ金・個人間・奨学金・契約金未払い等

④ 債務の状況

【一人当たり債務額】

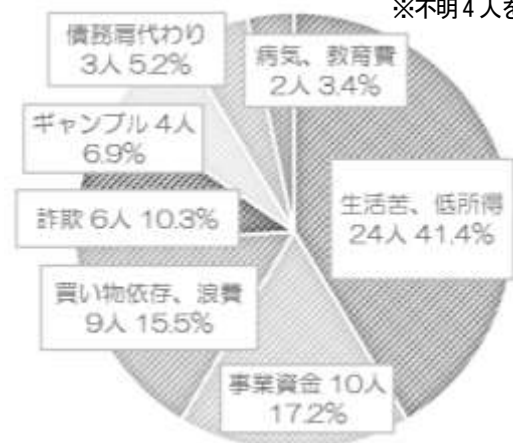
※不明6人を除く



- ・1人当たり平均債務額は約619万円
- ・500万円以上の債務者は約33.9%を占める（最高債務額は遅延損害金を含む5,000万円）

⑤ 主な借入れ理由

※不明4人を除く



- ・キャッシングやリボリング払いを多用した結果、完済の見込みが立たなくなったという相談が多い
- ・コロナ禍で減収になったことが借入れの契機であるとするものが10件と目立った